

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業の推進について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的な事業展開が可能な仕組みとしており、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に配分することができるなど、その裁量が最大限発揮できる「統合補助金」としている。

各自治体においては、こうした補助金の特性を踏まえ、引き続き、地域の実情や障害者等のニーズを十分に踏まえた効率的・効果的な事業展開をお願いしたい。

(2) 平成22年度における地域生活支援事業費補助金の配分方法について

地域生活支援事業費補助金については、平成22年度予算案において440億円を確保したところである。

この補助金の配分方法については、平成21年度より人口割を廃止し、必須事業を中心とした事業実績割を基本とし、重点課題推進枠により増額された40億円を活用して、新たに「特別支援事業」を設け、コミュニケーション支援の充実や盲ろう者の社会参加等の促進を図る事業のほか、地域の特性に配慮して先駆的・モデル的に取り組む事業等に対して優先的に支援を行っているところである。

平成21年度は、特別支援事業についての協議が少数であったため、暫定的な措置として、残額を人口の少ない市町村に対する支援に活用したところであるが、平成22年度においては、一層の活用を検討願いたい。

また、特別支援事業の平成22年度における具体的な取扱いは、予算成立後にお示しすることとしているが、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議方式により実施する予定である。

なお、平成22年度はこの「特別支援事業」に情報・コミュニケーション支援の充実を図るためのメニューの追加を検討しており、具体的な取扱いについては、今後お示しすることとしている。

(別冊一資料1) 特別支援事業(先駆的・モデル的に実施する事業)の実施例

(3) 必須事業未実施市町村に対する支援について

これまでの実施状況から、未だ必須事業が実施されていない市町村が見受けられる。これら未実施の市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサ

サービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、基金事業の「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を活用した体制づくりなど、管内の市町村に対する支援をお願いしたい。（平成22年度においても、事業の実施状況に関するデータ提供について協力をお願いしたい。）

（資料1-1）地域生活支援事業（必須事業）の実施状況（平成20年度）

（資料1-2）各事業別の実施状況【都道府県別】（平成20年度）

（4）地域生活支援事業の適正な実施について

ア 適正な事務執行等について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な運用が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、

○ 移動支援事業及び日中一時支援事業について、架空のサービス提供実績に基づく請求を行っていた事例

○ 会計検査院の現地検査に際して、

・ 地域活動支援センター機能強化事業の事業費の算定につき、過去の会議（平成17年12月の課長会議資料）で例示した補助額を超える部分をすべて機能強化事業として申請していた事例

・ 移動支援事業を委託した事業者に対する委託費について、支払いを行った年度の事業実績報告書に計上していたが、誤って、前年度の事業実績報告書にも含めていた事例（平成20年度決算検査報告）

が報告されているところである。

各自治体においては、不適正な取扱いが生じることのないよう、適正な事務執行はもとより、書類の確認や関係者への聞き取りを行うなどにより適正に事業が実施されているか点検を行うなど、事業者に対する計画的な指導をお願いしたい。

なお、事業者に対する指導の結果、不適正な取扱いが認められた場合には厳正に対処するとともに、上記以外の地域生活支援事業についても適正な実施が確保されるようお願いしたい。（地域活動支援センター機能強化事業については（8）を参照）

イ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体等から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしいとの意見も寄せられているので、各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対する周知など、よろしくお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における低所得者の利用料について

平成22年度予算案において、障害福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が行われることとなったことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設（平成18年度）以前の利用者負担の状況や個別給付における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き低所得者のサービス利用に支障が生じないように対応をお願いしたい。

(6) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成22年度の地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定しており、予算成立後、速やかに発出することとしている。

(資料1-3) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(7) 移動支援事業について

ア 効率的・効果的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間数を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、利用者が委託事業者リストから任意に選択できるような仕組みとすることや視覚障害者に対する代筆・代読など障害種別に配慮したサービス提供等、利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの養成・確保やその資質の向上を図られたい。

さらに、共通のサービス利用の意向を持つ複数の障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合などには、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

なお、関係団体等から、

- ・ サービス支給限度時間数に達してしまうため、家族の急病等で障害者自身が病院に付き添う必要が生じた場合などであっても利用を控えざるを得ない状況がある
- ・ 盲導犬を利用していることのみを理由に利用を認められなかったといった意見も寄せられているので、画一的な運用によらず、個別の事情を

踏まえた柔軟な運用に配慮されたい。

なお、地域自立支援協議会に移動支援事業者、相談支援事業者及び行政をメンバーとする専門部会を設置し、地域性等を踏まえた移動支援事業の制度運用の在り方等について検討した新潟市の事例を資料に添付しているので、参考とされたい。

(別冊一資料2) 地域性等を踏まえた制度運用の在り方等の検討事例 (新潟市)
※報告書の全文が新潟市のホームページに掲載されています。

【アドレス】

<http://www.city.niigata.jp/info/shofuku/14fuzokukikan/jiritusienkyougikai/tiikijiritusshienkyougikai.html>

イ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業について

「視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」については、基金事業として平成23年度まで継続して実施することとしている。

平成22年度の事業計画については、現在、社会福祉法人日本盲人会連合において検討中であり、追って各都道府県に示される予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

また、この研修の修了者は、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を担う指導者となることが想定されているので、各都道府県におけるガイドヘルパー養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

(注) ガイドヘルパー養成研修 (視覚障害) については、社会福祉法人日本盲人会連合において新たなカリキュラム案・講師要件案を検討しており、とりまとめられ次第、情報提供する予定である。

なお、この事業による研修を受講する際の旅費 (交通費及び宿泊費) については、平成21年度に引き続き、地域生活支援事業 (特別支援事業) の「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業」として補助対象経費とする予定である。

(8) 地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等の便宜を供与する等、障害者の地域における自立した生活を支える上で大変重要なものであることから、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているところである。

本センターの基礎的事業に対する助成は、市町村の一般財源により実施されるものであり、税収の少ない地方自治体については、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているところである。(※)

このため、各市町村においては、少なくとも従前の補助水準を確保するな

ど、今後とも地域活動支援センターの安定した事業運営が図られるようお願いしたい。

※ 地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に、地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

イ 地域活動支援センター機能強化事業の点検等について

地域生活支援事業費補助金により補助を行う「地域活動支援センター機能強化事業」は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの基礎的事業に加えて、その機能を充実強化した部分について補助するものである。

この機能強化事業については、会計検査院の实地検査に際し、一部の自治体において、事業費の算定について不適正な事例（(4)を参照）が指摘されたため、昨年9月の身体障害認定等に係る担当者会議において、要綱等の自己点検をお願いするとともに、昨年12月には、都道府県を通じて各市町村の担当者あて事業の見直しの基本的な考え方をお知らせしたところである。

各市町村においては、要綱等が機能強化事業の趣旨に沿ったものとなっているかどうか点検を行い、点検結果を踏まえて適宜見直しを行うなど、適正な設定をお願いしたい。

なお、今後、自己点検結果を踏まえた各市町村の取組みについて報告をいただくこともあるので、その際はよろしくをお願いしたい。

(9) コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているが未実施の市町村が約4分の1ある状況となっている。本事業の実施主体が市町村であり、市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、この解消を図るため、派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する事業を平成20年度第2次補正予算において基金事業の中に「コミュニケーション支援広域支援検討事業」としてメニュー化している。

既に、当該事業により検討会を開催し広域支援体制を整備した県がある一方で、手話通訳派遣についてのみ検討済みで要約筆記派遣については未着手あるいは未だ検討の目途が立っていない県等も見受けられることから、各都道府県においては、先進県等の取り組みなどを参考に管内の広域利用体制を整備するようお願いしたい。

(資料1-4) コミュニケーション支援広域支援検討事業都道府県別実施状況
(別冊-資料3) コミュニケーション支援広域支援検討事業の参考事例

- ・ 21年度に事業を実施した例（広島県）
- ・ 既に広域派遣を実施している例（高知県）

また、平成21年度より地域生活支援事業に、「特別支援事業」として「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」、「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」を新たに加えるなど、コミュニケーション支援事業の推進を重点課題と捉え、優先的に支援することとしたところである。

平成22年度においても情報・コミュニケーション支援については、一層の充実を図っていく（「特別支援事業」にメニューを追加予定。）こととしており、各都道府県においては、「特別支援事業」を有効に活用するとともに、管内市町村における活用についても助言をお願いしたい。

(10) 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組みにより、平成20年度実績でほぼ100%（99%）の実施率に達しているところである。

本事業については、障害者自立支援法施行（平成18年10月）以前は国が給付品目や対象者及び基準額等について詳細に定め、取り扱われてきたところであるが、同法施行後は、地域生活支援事業として位置づけられ、実施主体である市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に実施できる仕組みとなっているところであるので、各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮をお願いしたい。

一方で、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にもあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっている。

実施主体である市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具については複数事業者による競争の上指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に努められたい。

また、平成22年度予算案において、補装具に係る利用者負担の軽減措置を実施することとしていることを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている日常生活用具の利用者負担の取扱いについても検討をお願いしたい。

(11) 小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、「移行等支援事業」や「小規模作業所移行促進事業」といった基金事業による助成や要件緩和など、法定事業への移行を支援するための措置を講じているので、各自治体においては、引き続き、これらの移行支援策の活用を図られたい。

また、小規模作業所の運営費に対する助成は、地域活動支援センターと同様、
税収の少ない地方自治体については地方交付税により、一定の財源が保障され
ているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料 1 - 5) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査 (平成21年 4 月時点)

- ・ 推移
- ・ 都道府県別移行率
- ・ 都道府県別移行か所数

2 障害者の社会参加の促進について

(1) 「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、より一層充実が求められており、様々な取組みが必要とされている。

こうした中、聴覚障害者情報提供施設については、聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域におけ拠点施設として重要な役割を担っており、その積極的な活用が期待されているが、現在、全国で38施設（政令市を含む。）の設置に留まっている。

この情報提供施設については、「重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施推進本部決定）」において、全都道府県での設置を目指しているところであり、未設置の道府県においては施設の重要性をご理解の上、関係機関、関係団体等との連携を図り、早期に設置されるようお願いしたい。

(資料 2 - 1) 聴覚障害者情報提供施設 設置状況

また、視聴覚障害者情報提供施設においては、平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、

- ① 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営してる「ないーぶネット」（点字データ及び点字・録音図書の目録のオンライン利用システム）と「びぶりおネット」（点字・録音図書ネットワーク配信システム）を、新たに視覚障害情報総合ネットワーク「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにする（平成22年4月からの利用開始を予定）ほか、(資料 2 - 2)
- ② 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、聴覚障害者への地域の映像情報等の提供を推進する

こととしている。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、これらの情報提供施設に整備した機能の有効活用を図られるよう配意願いたい。

イ 障害者IT総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、「重点施策実施5か年計画」においてITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、その社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」の一層の充実をお願いするとともに、未実施県においては積極的に事業化されるようお願いしたい。

(資料2-3) 障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況

(2) 災害時における障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした災害時要援護者の避難対策については、平成21年度までを目途に市町村において「避難支援プラン」の全体計画などが策定されるよう都道府県等の協力をお願いしているところ（平成19年12月18日府政防第885号／消防災第421号／社援総発第1218001号／国河防第563号通知）であるが、引き続き、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を整備できるようにお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援への配慮をお願いしたい。（資料2-4）

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。なお、福祉避難所の設置・活用については、平成20年6月に開催した災害救助担当者全国会議（社会・援護局総務課開催）において、各都道府県に対し「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」（WAM NWT：行政資料＞社会福祉全般＞災害救助担当者全国会議に掲載）を配布しているので参照されたい。

（参考）：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujou6.html>

(3) 盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に併せて障害を持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成21年度より全都道府県において実施することとなったところであり、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

なお、平成21年度より地域生活支援事業に、「特別支援事業」として「盲ろう者社会参加等促進事業」を新たに加え、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」のほか、「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」等の推進を重点課題として、優先的に支援することとしているので、各都道府県においては、これらの事業を有効に活用することにより、盲ろう者の社会参加の一層の推進をお願いしたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業の実施について

平成22年度予算案において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、宿泊型生活訓練が可能な国立障害者リハビリテーションセンター及び関係団体が協同して宿泊型生活訓練等のモデル事業を実施することとしている。

本モデル事業の実施に当たっては、各都道府県等から宿泊型生活訓練等利用希望者に関する情報提供などの協力をいただくこともあるので、その際はよろしくお願いしたい。

(4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものであるので、各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に配慮をお願いしたい。(資料：2-5、2-6)

また、基金事業の中に、「地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組みを行う事業」をメニュー化しているので、各都道府県においては、本事業の積極的な活用併せて、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

なお、平成22年度においては、次の大会の実施を予定しているところである。

〈参考〉

平成22年度の主な障害者スポーツ大会等について

- ①「広州2010アジアパラ競技大会」への選手団派遣（資料2-7）
（開催期間：平成22年12月12日（日）～19日（日））
- ②「ハイタトラス2011デフリンピック（第17回冬季デフリンピック）」への選手団派遣
（開催期間：平成23年2月18日（金）～26日（土））

※標記の2大会については、日本パラリンピック委員会が中心となり、日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する予定。

- ③「第10回全国障害者スポーツ大会（ゆめ半島千葉大会）」の開催
平成22年度は、千葉県において開催予定。（資料2-8）
（開催期間：平成22年10月23日（土）～25日（月））
- ④「第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会」の開催（資料2-9）
平成22年度は、徳島県において開催予定。
大会の詳細については、後日連絡する予定であるので、その際には、大会の周知、作品の募集等についてご協力をお願いしたい。
（開催期間：平成22年12月10日（金）～12日（日））

(5) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備え、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベント等を開催している。

（※詳細については、資料2-10及びセンターHPを参照）、

本施設の運営については、行政刷新会議の事業仕分けにおける評価結果（資料2-11）を踏まえ、運営の効率化を図ることとされたところであり、特に障害者（団体）による多目的ホールや宿泊室の利用率の向上が課題の一つであることから、各都道府県においても、より一層の積極的な施設利用及び関係機関への周知について格段のご協力をお願いしたい。

また、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」についても、積極的な参加及び関係機関への周知をお願いしたい。

【国際障害者交流センター】

所在地：大阪府堺市南区茶山台1-8-1

T E L : 0 7 2 - 2 9 0 - 0 9 0 0

F A X : 0 7 2 - 2 9 0 - 0 9 2 0

U R L : <http://big-i.jp/> (※)

(6) 行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し、障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、基金事業の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」による情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応に努められるようお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから

電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知について、徹底した取組みをお願いしたい。

[参考] 内閣府HP

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

(7) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第21回試験（平成21年度）の合格発表が平成22年1月29日（金）に行われたところである。（資料2-12）

第22回試験（平成22年度）についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定としており、各都道府県等におかれては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第22回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成22年10月2日(土) [会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成22年10月3日(日) [会場：東京・大阪・熊本]

(8) 補装具について

ア 利用者負担の軽減措置について

障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくることとしている。

平成22年度予算案において、この新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする（資料：障害福祉課作成「利用者負担の軽減について」参照。）こととしている（施行期日：平成22年4月1日（予定））。

なお、今回の利用者負担の軽減に係る政省令・告示の改正については、現在パブリックコメントを実施中（3月7日まで）であり、3月下旬に公布し、4月1日に施行することを予定していることから、今後、情報提供等を随時行う予定であるので、更生相談所や市町村、事業者関係団体等への情報提供をお願いしたい。

イ 補装具費の基準額の改定について

平成22年度の補装具費の基準額について、義肢、装具、座位保持装置製作に係る人件費・素材費相当分の改定を行うほか、車いすや補聴器等の加算項目の追加等の所要の措置を講ずることとしている。

今回の改正は、平成20年度及び21年度における補装具評価検討会の議論を踏まえ、

- ・車いす等において、基本構造に加えて障害状況や生活環境に応じて付加される部品を追加し、本体基準価格に加算できる取扱いとすること
- ・FM補聴機器について、電波法施行規則の一部改正後の新周波数対応機種に合わせること等

について改正することとし、標準価格等の告示案についてパブリックコメントを行っている（2月5日（金）～3月6日（土）まで）のでご参照いただきたい。

また、告示については、関係通知とともに3月中にお示しする予定としている。

ウ 補装具の適正な運用について

① 耐用年数の取扱いについて

今回の改正（案）においては、車いすの耐用年数を5年から6年へ延長す

ることとしているが、耐用年数は、通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、使用状況によっては実耐用年数が異なることから、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律的に適用することなく、実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

② 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、補装具費として支給して差し支えない（平成19年3月の通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」）こととしているので、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用することなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

エ 義肢装具等完成用部品について

義肢、装具、座位保持装置の製作に使用する完成用部品については、新規部品の追加を行うこととしており、3月中にお示しする予定である。

※「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（障害保健福祉部長通知）」

オ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(財)テクノエイド協会が構築し、2月2日から運用しているのでご活用いただくとともに、関係団体や関係機関等への周知をお願いしたい。

(参考URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

(9) 身体障害者補助犬について

「身体障害者補助犬」については、厚生労働省において、ポスターやパンフレット、相談対応マニュアルを作成し、各都道府県、関係機関や団体等に配布し、周知に努めているところであるが、各都道府県においても、管内関係機関や団体はもとより、庁内他部局への周知徹底をお願いしたい。

(資料2-13、2-14)

また、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、盲導犬訓練施設を経営する事業については、それぞれ第二種社会福祉事業の届出を行うこととされている（「身体障害者補助犬事業の推進（訓練に関する届出等）について」（詳しくは、平成21年9月11日付自立支援振興室事務連絡を参照））ので、各都道府県にお

いては、事業者に対する確認と周知徹底を図られるようお願いしたい。

(10) 社会福祉振興助成費補助金（仮称）の創設について

これまで独立行政法人福祉医療機構が実施してきた長寿・子育て・障害者基金による助成事業（障害者スポーツに関する助成も含む）については、行政刷新会議の事業仕分けにおける「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金を返納し、新たに社会福祉振興助成費補助金（仮称）を創設することとしたものである。

社会福祉振興助成費補助金（仮称）は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活が送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等（障害者スポーツに関する取組みも含む）に対し助成を行うこととしているので、ご承知おき願いたい。

（資料2－15（社会・援護局福祉基盤課作成））